

第36回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年5月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 吉岡部長・植田副部長・久米寛治委員・南部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員
- 欠席委員 岡部委員・亀井委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。
議案書の5ページをお開きください。第5号議案No.2、No.3、No.5、備考欄に「一時転用」と加筆ください。
- 吉岡部長 (部長挨拶)
それでは第36回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は新野地区の幸田委員と桑野地区の久米委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は5月21日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可

相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は5月21日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は5月20日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、桑野地区お願いします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は5月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は5月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は5月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は5月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。

た。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、長生地区申し上げます。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、中野島地区申し上げます。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は5月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、大野地区申し上げます。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は5月18日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

す。

吉岡部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は5月17日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は5月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田副部長 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は5月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひます。

幸田委員 議案書の第2号議案2ページのNo.1の譲受人ですが、第6号議案12ページのNo.11で利用権設定をしているので、5反要件を満たさないと思いますが、どうなっておりますか。

事務局 議案書の第6号議案12ページのNo.11の利用権設定ですが、議案外21ページのNo.3で解約し、新たに利用権設定を行っておりますので、第2号議案2ページのNo.1の借受人経営面積は表記のとおりであり、申請面積を足すと5反要件を満たすこととなります。

阪井委員 営農型太陽光発電施設は3年で更新ですが、その間の実績は把握しているのか。

事務局 営農実績については、毎年、報告義務があり、実績報告書が提出されていきますので、実績については把握しております。

阪井委員 その実績を我々が見ることは可能ですか。

事務局 可能です。

吉岡部長 一時転用でなく、永久転用は駄目なのですか。何か法律に引っかかるのか。

事務局 この営農型太陽光発電は、20年のFIT認定が終われば設備を取り除き、農地へ原状復旧することになっておりますので、永久転用にはなりません。

吉岡部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第36回農地部定例会議案については、全て承認です。

吉岡部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

吉岡部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

吉岡部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 この後、15時30分から総会を行いますので、再集合をお願いします。

吉岡部長 以上をもちまして、第36回農地部定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会